

掛川市教育委員会規則第4号

掛川市立幼稚園の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年3月24日

掛川市教育委員会教育長

掛川市立幼稚園の管理に関する規則の一部を改正する規則

掛川市立幼稚園の管理に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第7条中「（平成20年文部科学省告示第26号）」を「（平成29年文部科学省告示第62号）」に改める。

第20条第1項を次のように改める。

実施園は、延長利用による預かり保育を実施する。

第21条第1項を次のように改める。

実施園は、長期休業日利用による預かり保育を実施する。

別表中

「

掛川市立土方幼稚園	90人
掛川市立佐東幼稚園	90人
掛川市立中幼稚園	90人

」

を削る。

様式第7号、様式第8号及び様式第10号中

「

対象幼児	氏名		性別	男・女
	所属	歳児クラス	組名	

」

を

「

対象幼児	氏名			
	所属	歳児クラス	組名	

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。